

## 会員拡大と普及活動展開に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、岩手県ダンススポーツ連盟（以下「JDSF岩手」）が会員拡大と普及活動を展開していく場合の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (加盟サークルと共催する事業)

**第2条** JDSF岩手が加盟サークルと共催事業を実施する場合には双方協議の上実行委員長を選出するものとする。

- 2 実行委員長は、事業の概要、収支予算、実行委員名簿その他必要と認める資料を提示して理事会の決定を受けるものとする。
- 3 実行委員は、JDSF岩手、加盟サークルそれぞれ5名程度、計10名以内を目安とする。
- 4 事業の実施に係る会議費、実行委員の交通費等は事業予算から支出する。
  - (1) 講習会を併催する場合は原則として1時間以内とし、講師の交通費は実費、講師謝金は1名対応の場合で3000円、2名対応の場合5000円を標準とする。
  - (2) デモンストレーションを併催する場合には交通費は実費、謝金は20000円を標準とする。
- 5 実行委員以外の役員及び共催サークルの会員に関するチケット代等については実行委員会の決定によるものとする。
- 6 収支の損益は、JDSF岩手と当該サークルの折半とし、当該サークルが複数の場合には2分の1相当額をサークル数で除するものとする。

### (加盟サークルが主管する事業)

**第3条** JDSF岩手の事業を加盟サークルが主管する場合にはJDSF岩手の役員から総括実行委員長を主管サークルから主管実行委員長を選出するものとする。

- 2 総括実行委員長は、主管実行委員長と協議して事業の概要、収支予算、実行委員名簿その他必要と認める資料を提示して理事会の決定を受けるものとする。
- 3 実行委員は、JDSF岩手、加盟サークルそれぞれ5名程度、計10名以内を目安とする。
- 4 事業の実施に係る会議費、実行委員の交通費等は事業予算から支出する。
  - (1) 講習会を併催する場合は原則として1時間以内とし、講師の交通費は実費、講師謝金は1名対応の場合で3000円、2名対応の場合5000円を標準とする。
  - (2) デモンストレーションを併催する場合には交通費は実費、謝金は20000円を標準とする。
- 5 実行委員以外の役員及び共催サークルの会員に関するチケット代等については実行委員会の決定によるものとする。
- 6 収支の損益は、JDSF岩手に帰属するものとする。ただし、収益がでた場合であっ

て以後の活動支援に必要と認められた場合には理事会に諮り収益の3分の1以内で活動奨励金を交付することができるものとする。

**(加盟サークル等への講師派遣)**

**第4条** J D S F 岩手の加盟サークル又は非加盟サークルが講習会を開催する場合における講師派遣については以下を標準とする。

- (1) サークルが直接講師を依頼する場合には当事者間の協議によるものとする。なお、1名につき10000円を超えないように指導するものとする。
- (2) 加盟サークルが J D S F 岩手に講師の派遣を依頼する場合には、講師謝金は1名につき5000円、交通費は1回につき県内一律3000円とする。
- (3) 非加盟サークルが J D S F 岩手に講師の派遣を依頼する場合には、講師謝金は1名につき5000円、交通費は実費とする。なお、この規定は2回を限度とし、以後は直接交渉若しくは加盟サークルとなった場合の措置のいずれかの選択となる旨を指導するものとする。

**(加盟サークル等へのデモンストレーター派遣)**

**第5条** J D S F 岩手の加盟サークル又は非加盟サークルがパーティー等を開催する場合におけるデモンストレーター派遣については以下を標準とする。

- (1) サークルが直接デモンストレーターを依頼する場合には当事者間の協議によるものとする。なお、1組35000円を超えないように指導するものとする。
- (2) 加盟サークルが J D S F 岩手にデモンストレーターの派遣を依頼する場合には、謝金は1組につき20000円、交通費は1組1回につき県内一律3000円とする。
- (3) 非加盟サークルが J D S F 岩手にデモンストレーターの派遣を依頼する場合には、謝金は1組につき20000円、交通費は実費とする。

**(補則)**

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事会で協議し別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成18年10月29日から施行し、平成18年5月6日に遡及して適用する。